

●学校法人会計の特徴や企業会計との違い、各科目の説明

1. 企業会計との違い

学校法人とは私立学校の設置を目的として設立された法人で、公共性の高い教育を提供し、損益均衡で利益獲得を目的としない法人である。学校法人会計は文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い、学校経営における教育研究活動の健全性について判断できるよう資金収支計算書並びにこれに基づき作成する活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表及び固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を作成しなければならない。

一方、企業は利益獲得を目的としており、企業会計は企業会計基準に従い、株主等の利害関係者が経営成績や財政状態を判断できるよう損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等計算書等を作成する。

2. 学校法人会計の財務三表及び各科目の説明

(1) 資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出の顛末を明らかにする。

①資金収入の部（大科目）

科目名	説明
学生生徒納付金収入	授業料、入学金などいわゆる学費からの収入。
手数料収入	入学志願者から徴収する入学検定料や、在学者に対する各証明書などの発行手数料などの収入。
寄付金収入	用途が決まっている寄付金は特別寄付金、用途が決まっていない寄付金は一般寄付金。
補助金収入	国・地方公共団体などからの補助金収入
資産売却収入	資産を売却した場合の収入。土地売却、有価証券売却など。
付随事業・収益事業収入	食堂・売店・寄宿舎などの教育活動に付随する活動に係る収入や附属事業、受託事業及び収益事業などからの収入。
受取利息・配当金収入	預金の利息、株式等の配当金など。
雑収入	上記以外の収入。ただし、退職金財団などからの退職交付金収入はここに表示される。
借入金等収入	金融機関からの借入れや、学校債からの収入。
前受金収入	翌年度の学生生徒納付金収入。
その他の収入	上記以外の収入。具体的には、前期末未収入金や特定引当預金からの繰入収入など。預り金、仮払金などの経過勘定などの収入も含み、これらは支出と相殺できる。
資金収入調整勘定	未払の授業料などがあった場合、授業料収入を計上するが実際に入金がないため実際の資金にとブレが生じる。実資金にあうように収入をマイナス調整するための勘定。

②資金支出の部（大科目）

科目名	説明
人件費支出	教職員人件費、役員報酬、退職金等人件費に係る支出。
教育研究経費支出	教育研究のための支出。消耗品費、水光熱費等の経費。
管理経費支出	人事、経理など管理業務等、直接教育研究に関わらない経費。学生募集のための経費、理事会などの役員に係る経費等も管理経費となる。
借入金等利息支出	借入金の支払利息。
借入金等返済支出	借入金の元本返済。
施設関係支出	土地・建物などの支出（固定資産計上）。
設備関係支出	教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書（固定資産計上）、車両。
資産運用支出	有価証券の購入、特定資産への繰入支出等。
その他の支出	上記以外の支出。前期末計上の未払金支出、前払金支出等。
予備費	予算化されていない突発的な事象に対応するための経費
資金支出調整勘定	当年度の諸活動に対する支出ではあるが、実際の資金の支出が前年度以前又は翌年度以降になるもの。

(2) 事業活動収支計算書

当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容と基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。

①事業活動収入の部（大科目）

科目名	説明
学生生徒納付金	資金収支に同じ。
手数料	資金収支に同じ。
寄付金	資金収支に現物寄付金を加えた額。ただし、施設設備に係る寄付金・現物寄付は除く。
経常費等補助金	施設設備補助金以外の補助金。
付随事業収入	学校法人の補助活動事業、附属事業及び受託事業等の収入。
雑収入	資金収支に同じ。
受取利息・配当金	資金収支に同じ。
その他の教育活動外収入	収益事業等からの収入。
資産売却差額	資産売却額が当該資産の帳簿残高を超えた場合その超過額。
その他の特別収入	施設設備に係る寄付金・現物寄付、施設設備補助金及び過年度修正額（前年度以前の収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの）等による収入。
事業活動収入	学校法人に帰属する負債とならない全ての収入。
基本金組入額	第1号から第4号までの基本金の組入額の合計。

②事業活動支出の部（大科目）

科目名	説明
人件費	資金収支の人件費支出から退職金支出を除き、退職給与引当金繰入額を加えた額。
教育研究経費	資金収支の教育研究経費支出に減価償却額を加えた額。
管理経費	資金収支の管理経費支出に減価償却額を加えた額。
借入金等利息支出	資金収支に同じ。
資産処分差額	資産を売却した際の額が当該資産の帳簿残高を下回った場合その差額や資産を除却した際の除却額。
その他の特別支出	災害損失や過年度修正額（前年度以前の収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの）等による支出。
予備費	資金収支に同じ。
事業活動支出	上記支出の合計額。
事業活動収支差額	事業活動収入から事業活動支出を差し引いたもの。

（3）貸借対照表

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。

科目名	説明
有形固定資産	土地、建物、構築物、機器備品、図書等
特定資産	各種特定資産。
その他の固定資産	長期貸付金。長期に保有する有価証券等。
流動資産	現金預金、短期貸付金、前払金、未収入金等。
固定負債	長期借入金、退職給与引当金、長期未払金等。
流動負債	短期借入金、未払金、前受金、預り金等。
基本金	第1号から第4号基本金。
繰越収支差額	事業活動収支差額を通算した額。

3. 基本金について

学校法人は、教育研究活動を円滑に遂行していくために必要な校地、校舎、機器備品、図書等の必要な資産を継続的に保持していかなければならない。学校会計基準では、これら資産について事業活動収入の中から留保したものを基本金に組み入れることになっている。基本金には、第1号基本金から第4号基本金がある。

基本金種類	説明
第1号基本金	校地・校舎・図書・機器備品等の固定資産の取得価格。
第2号基本金	固定資産を取得するための積み立て額。
第3号基本金	奨学金や研究のための基金等として継続的に保持する資産の額。
第4号基本金	教育研究活動を円滑に行うために恒常的に保持すべき資金の額。